最終更新日：2018年12月18日
キャリアインデックス
代表取締役社長 板倉広高
問合せ先：取締役　齋藤　武人　03-5434-7730（代表）
証券コード：6538

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、株主をはじめ、ユーザー、取引先、従業員ひいては社会全体の共栄を目指すべき存在であり、またこれにより企業価値が継続的に増大するとの認識を有しております。そして、その達成のため、社会的に有用なサービスを創出するとともに、各ステークホルダーとの関係強化及び経営統治機能の充実を図ることが、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、経営上の最重要項目と位置付けております。また、経営統治機能の充実のため、各ステークホルダーへの適正かつタイムリーなディスクロージャーに努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1－2④　議決権の電子行使、株主総会招集通知の英訳】
当社は、現時点において、株主総会における議決権の電子行使の採用及び株主総会招集通知の英訳を実施しておりません。今後の株主構成の変化等の状況に応じて検討してまいります。

【補修原則3－1②　英語での情報の開示・提供】
当社は、現時点において、英語での情報の開示・提供を実施しておりません。今後の株主構成の変化等の状況に応じて検討してまいります。

【補充原則4－8②　筆頭独立社外取締役等】
当社は、現時点において、筆頭独立社外取締役の選任等を実施しておりません。ただし、社外取締役が2名であることもあり、経営陣や監査役・監査役会との連携に問題はございません。今後は、社外取締役の体制等の状況に応じて検討してまいります。

【補充原則4－10①　独立社外取締役の諮問委員会等】
当社は、独立社外取締役の諮問委員会等を設置しておりませんが、6名中2名が独立社外取締役であり、重要事項に関する適切な関与・助言を得ております。今後は、重要事項における検討状況に応じて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4．いわゆる政策保有株式】
（1）政策保有に関する方針
当社は、政策保有株式について、投資対象会社との業務提携、情報共有等を通じて、当社の企業価値の維持・向上に資すると認められる場合を除き、保有しないことを基本方針といたします。なお、現時点において、政策保有株式を保有しておりません。今後、保有する場合においては、縮減に関する方針・考え方を開示いたします。
（2）政策保有株式に係る議決権の行使基準
当社は、政策保有株式を保有していないことから、政策保有株式に係る議決権の行使について基準を定めておりませんが、今後、保有する場合においては、当該基準を策定・開示いたします。
（3）政策保有株主からの株式売却等の意向が示された場合の方針
当社は、政策保有株主から当該株式の売却等の意向が示された場合には、売却を妨げる様な条件をつけることなく、これを承認する方針です。なお、現時点において、政策保有株主はおりません。

【原則1－7．関連当事者間の取引】
当社は、関連当事者間の取引を行わないことを基本方針としておりますが、止むを得ず取引を行う必要がある場合には、その取引の合理性・妥当性・適正性について審議のうえ、取締役会の決議を行い、少数株主の保護に努める方針です。

【原則2－6．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、企業年金を導入しておりません。今後、導入する場合においては、適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの取組を行い、当該内容を開示いたします。また、その際、企業年金の受益者と会社との間に生じる利益相反に関し、適切に管理いたします。

【原則3－1．情報開示の充実】
（ⅰ）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社の企業理念等を当社ホームページ、決算説明資料等にて開示しております。
https://careerindex.co.jp/company
（ⅱ）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を、当社ホームページ、コーポレート・ガバナンス報告書にて開示しております。
https://careerindex.co.jp/ir/governance
（ⅲ）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
株主総会の決議による取締役および監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績等を考慮し、代表取締役が発議の上、取締役報酬は取締役会決議で、監査役報酬は監査役会協議で決定しております。
（ⅳ）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役・監査役候補の指名に関しましては、当社の現状を鑑みたうえで、候補者の知識・経験・能力と既存の役員とのバランス等を勘案し、指名する方針としております。手続に関しましては、取締役会における協議を経て候補者を選定し、株主総会の決議をもって選任しております。また、

解任については、選任方針と照らし合わせて、随時適切に取締役会における協議を経て解任対象候補者を選定し、株主総会の決議をもって決定いたします。
（ⅴ）取締役会が上記（ⅳ）を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
取締役候補者及び監査役候補者の経歴等、候補者の選解任理由・経歴等を株主総会招集通知または有価証券報告書にて開示いたします。

【補充原則４－１①　取締役会の経営陣に対する委任の範囲】
当社は、取締役会の意思決定範囲として、法令および定款に定める事項のほか、重要な意思決定の項目として取締役会規程を設けて運用しております。また、業務執行の機動性と柔軟性を高め、経営機能の最大化を図るため、法令、定款および取締役会規程に定める事項以外の業務執行の意思決定を取締役に委任しております。委任の内容については、「職務権限規程」等の社内規程において明確に定めております。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
独立社外取締役の独立性について、当社としての具体的な基準は定めておりませんが、会社法に定める社外取締役の要件だけではなく、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を勘案したうえで、実績・経験・知見からして取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献ができること等を充たす人物を選任することとしております。

【補充原則４－11①　取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模】
取締役会は、当社に合った専門知識、経験及び能力等の多様性及びバランスを考慮した取締役で構成するとともに、取締役会の機能が最大化できる適切な員数として、2名以上の独立社外取締役を含む7名以内で構成することとしております。取締役の指名に関しましては、当社の現状を鑑みたうえで、候補者の知識・経験・能力と既存の役員とのバランス等を勘案し、取締役会における協議を経て候補者を選定し、株主総会の決議をもって選任しております。

【補充原則４－11②　取締役・監査役の兼任状況】
社外取締役・社外監査役を含め、取締役・監査役の兼任状況におきましては、株主総会招集通知または有価証券報告書にて開示いたします。

【補充原則４－11③　取締役会全体の実効性】
当社は、継続的な企業価値向上のため、取締役会の実効性について分析・評価を行っております。取締役会及び監査役会による評価により、取締役会全体の構成、意思決定プロセス、業務管理、社外取締役へのサポート状況、取締役の職務遂行状況等を確認した結果、当社取締役会の実効性は十分確保されているものと評価しております。今後も、取締役会の実効性と企業価値向上に努めて参ります。

【補充原則４－14②　取締役・監査役のトレーニングの方針】
当社は、取締役・監査役の就任の際に、当社の事業内容、財務状況及び組織等に関する必要な知識を取得し、株主から負託された取締役・監査役の責務及び法的責務を果たすため、会社法、会社法関連法令及びコーポレート・ガバナンス等に関して十分に理解を深める機会を設けております。また、必要に応じて継続的に必要な事項を更新する機会を設けております。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主との建設的な対話が、継続的な企業価値向上には不可欠なものと考えております。そのため、IR担当を定め、合理的な範囲における株主との対話及び情報開示等に努めております。また、株主からの意見及び要望に関しては、必要に応じて経営幹部や取締役へフィードバックし、課題認識等の共有をいたします。株主との対話に関しましては、個別面談以外においても、決算説明会等を適時実施し、充実を図って参ります。一方、インサイダー情報が漏洩すること無い様、情報管理責任者と連携を図り、情報統制を徹底しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
板倉　広高	6,375,600	61.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	720,500	6.90
STATE STREET BANK ANDTRUST COMPANY 505019	366,100	3.51
齊藤　慶介	336,000	3.22
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	326,800	3.13
BNY GCM CLIENT ACCOUNTJPRD AC ISG（FE－AC）	288,800	2.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	212,000	2.03
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS－MARGIN（CASHPB）	128,300	1.23
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	125,000	1.20
野村信託銀行株式会社（投信口）	70,400	0.67

支配株主（親会社を除く）の有無	板倉　広高
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主とは取引を行わないことを基本方針としておりますが、止むを得ず取引を行う必要がある場合には、その取引の合理性・妥当性・適正性について審議のうえ、取締役会の決議を行い、少数株主の保護に努める方針です。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
米山　恭右	他の会社の出身者								△			
中山　周一郎	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
米山　恭右	○	社外取締役の米山恭右氏は、当社と平成28年3月期まで取引を行っていた株式会社パソナに以前在籍しておりましたが、米山恭右氏の在籍期間中の取引は無く、取引内容・規模について株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略しております。	システム面に関する経験と知識が豊富であること、コンサルティング業務を行う中で多数の企業の役員の方と接しており、取締役の意思決定の妥当性・適正性の客観的な助言・提言が期待できるため、選任しております。また、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員にしております。

中山　周一郎	○	社外取締役の中山周一郎氏は、当社の会計監査人であるＥＹ新日本有限責任監査法人に以前在籍しておりましたが、当社の監査担当ではなく、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略しております。	公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、特に財務や会計面を中心に取締役の意思決定の妥当性・適正性の客観的な助言・提言が期待できるため、選任しております。また、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員にしております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、日常業務において内部監査人と必要に応じて都度意見交換を行っており、密に連携を図っております。また、監査役は、内部監査人及び会計監査人と四半期に1度意見交換等を行い、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大西　正義	他の会社の出身者										△			
小崎　勇	他の会社の出身者													
細川　琢夫	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

大西　正義	○	社外監査役の大西正義氏は、当社と取引を行っている株式会社プロネクサス（旧亜細亜証券印刷株式会社）に以前在籍しておりましたが、大西正義氏の在籍期間中の取引は無く、取引内容・規模について株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略しております。	IT業界やディスクロージャーに関する経験や知識を有しており、独立役員として適切であると判断し、選任しております。
小崎　勇	○	―	上場会社における管理部門やIRにおける豊富な経験と、取締役や監査役としての経験が豊富であることから、独立役員として適切であると判断し、選任しております。
細川　琢夫	○	―	管理部門における経験に加え、上場会社における管理部門管掌の取締役を経験しており、経験も知識も豊富であることから、独立役員として適切であると判断し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与に関する施策は実施しておりませんが、従業員として新株予約権を付与した後に社内取締役に就任した者がおります。

ストックオプションの付与対象者	従業員

該当項目に関する補足説明

業績への意識向上を図るため、従業員へストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の報酬額は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案し、取締役会決議に基づき決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、管理部が行っております。
取締役会の資料は、原則、事前配布し、社外取締役及び社外監査役が検討するための十分な時間を確保するとともに、必要に応じて事前の説明を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役･顧問等の氏名等

氏名	役職･地位	業務内容	勤務形態･条件 (常勤･非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役･顧問等の合計人数	0 名

その他の事項

該当事項はございません。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要）

◆取締役会
取締役会は、取締役6名（うち社外取締役2名）で構成され、原則、毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催し、業務執行を監督するとともに、法令及び定款等の定めに従い、重要な事項の意思決定を行っております。

◆監査役会
監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名（3名とも社外監査役）で構成され、毎月1回取締役会と同日に開催しております。監査役は、株主総会及び取締役会に出席し意見を述べるほか、重要な書類の閲覧等により業務の執行を監査しております。

◆会計監査
当社は、ＥＹ新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けており、監査は適切に実施されております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は、取締役6名で構成しており、そのうち2名が社外取締役であります。社外取締役の豊かな経験と高い見識に基づき、当社の監督機能の強化や経営の透明性及び客観性を確保しております。また、取締役の業務執行については社外監査役3名が全員取締役会に出席し、必要に応じて意見、質疑を行うことにより経営の監視を行っております。
当社の規模において現行の体制が、経営に対する十分な監督及び監視機能を確保し、法令遵守及び企業倫理の徹底、効率的かつ効果的な経営及び業務執行が実現できる体制であると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の議決権行使における十分な検討期間を確保するため、招集通知作成の早期化等の体制整備を図る方針であります。
集中日を回避した株主総会の設定	開催日に関しましては、より多くの株主にご出席いただけるよう、集中日を避けるよう留意しておりますが、事務日程、会場の予約状況等を勘案のうえ、開催日を決定しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討して参ります。
その他	株主総会招集通知を当社のコーポレートサイトに掲載し、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化を図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、株主・機関投資家をはじめとする全てのステークホルダーとの長期的な信頼関係を構築するため、法定開示だけではなく、経営方針、財務情報及び成長戦略等の投資判断に必要な情報について、適正かつタイムリーに伝達することをディスクロージャーの基本方針としております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に説明会を実施する方針です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に説明会を実施する方針です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現状、定期開催の予定はありませんが、外国人投資家の保有状況を考慮の上、適宜開催する予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、IR資料を掲載する方針です。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部が担当部署となります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コンプライアンス規程」や「インサイダー取引防止規程」等を定めるとともに、社内への周知徹底を図っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対し、当社ホームページや決算発表後の説明会等を通じて、適時・適切に情報を開示していく方針です。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システム整備の基本方針」を取締役会において決議しております。また、内部統制システムの整備に関する基本方針は以下のとおりとなります。

1．取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法362条第4項第6号）
・当社取締役（代表取締役を含む、以下同じ）は、その職務の執行に当たっては、法令および定款、コンプライアンス規程その他諸規程を整備し、これらを遵守するとともに、社会の倫理規範を遵守し、これを率先垂範して行う。
・当社においては、管理部管掌取締役がコンプライアンスの推進責任者を務めるものとし、同人が当社のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

2．取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）
・取締役は、株主総会、取締役会の議事録と関連資料、その他取締役の職務執行に関する重要な文書を、それぞれの担当業務に従い、適切に保存・管理する。
・取締役会議長は、上記情報の保存・管理を監視・監督する責任者となる。
・管理部門責任者は、上記責任者を補佐し、上記文書その他の情報の保存及び管理につき指導を行う。管理部内に上記情報管理の担当者を置く。
・上記文書は、文書取扱規程に基づき保管し、必要に応じて閲覧できる状態を維持する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）
・取締役会は、当社の企業活動の持続的発展を脅かすあらゆるリスクに対処するため、リスク管理体制を整備する。
・リスク管理については、取締役を含む各部門の責任者により構成される「経営会議」において情報の共有化や対策検討を行い、重大な損失発生の未然防止、再発防止、迅速な対応に資するとともに、事業環境の急激な変化に対応すべく機動的な運営を図るものとする。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）
・事業活動に際し社内全体における意志統一を図るため、取締役会において短期、中期若しくは長期の経営計画を策定し、当該経営計画に基づき予算等を設定する。
・取締役会は、取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、職務権限規程その他の業務運営規程に基づき、業務執行を担当する取締役・執行役員及び従業員の職務権限を定め、業務の執行を行わせる。
・職務の執行のより一層の迅速化・効率化を図るため必要と認められる場合には、その内容が定款変更に関わる場合を除き、取締役会規程に基づく組織機構の変更を行うことができる。

5．従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第4号）
・当社は従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、従業員に対するコンプライアンス教育及び啓蒙活動を行い、それらの遵守を徹底する体制を構築する。
・従業員は、法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、これをコンプライアンス推進責任者に報告する。コンプライアンス推進責任者は、代表取締役社長と協議のうえ、必要と認める適切な措置を決定する。
・代表取締役社長は、内部監査部門を直轄する。内部監査部門は、代表取締役社長の指示に基づき、業務執行状況の内部監査を行う。

6．監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）
・監査役が業務を補助すべき従業員を置くことが必要と判断し、これを求めた場合、監査役付を置くことができる。当該監査役付は、当社業務を熟知し、計数的な知見を有する従業員とする。
・監査役付は、監査役の指示に従い、その職務を行う。

7．前号従業員の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号）
・前号の監査役付の独立性を確保するため、当該従業員の指揮命令権は、監査役に属する。

8．監査役を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第3号
・監査役付に対する指示の実効性を確保するため、監査役は、当該従業員の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対して同意権を有する。

9．取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）
・業務執行を担当する取締役・執行役員及び従業員は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
・業務執行を担当する取締役は、(1)会社の信用を大きく低下させた、またはその虞のあるもの、(2)会社の業績に大きな悪影響を与えた、またはその虞のあるもの、(3)社内外に、環境、安全、衛生面で重大な被害を与えた、あるいはその虞のあるもの、(4)重大な法令・規則等の違反、あるいはその虞のあるもの、等につき、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。

10．監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第5号）
・内部通報制度を整備するとともに、正当な内部通報をした従業員等が、当該通報を理由として不利益な取り扱いを受けないようにする。

11．監査役の職務の執行について生ずる費用または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第6号）
・監査役の職務を通じて生ずる費用の前払または償還手続、その他職務の執行について生ずる費用または債務の処理は、監査役の職務に必要でないと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。

12．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）
・業務執行を担当する取締役・執行役員及び従業員は、監査役の監査の実施に際して、業務の状況を報告し、その職務に係る資料を開示する。
・監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、会計監査人、弁護士その他の専門家を活用することができる。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを徹底するため、規程等の整備と全社への周知徹底を図っております。また、所轄警察署や暴力追放推進運動センターとの関係を強化するため、不当要求防止責任者を選任･配置しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

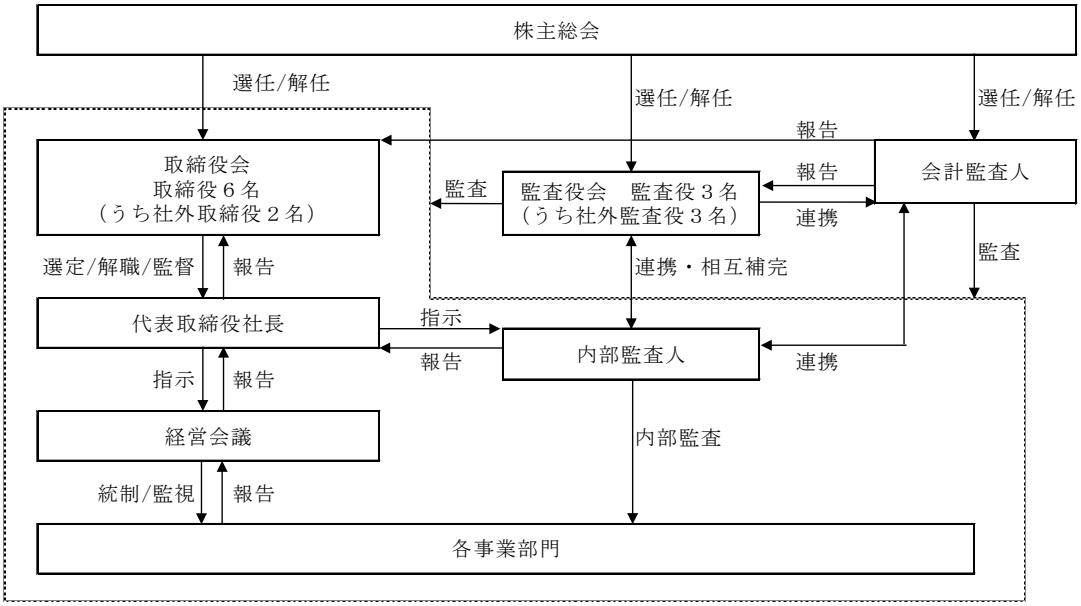
該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

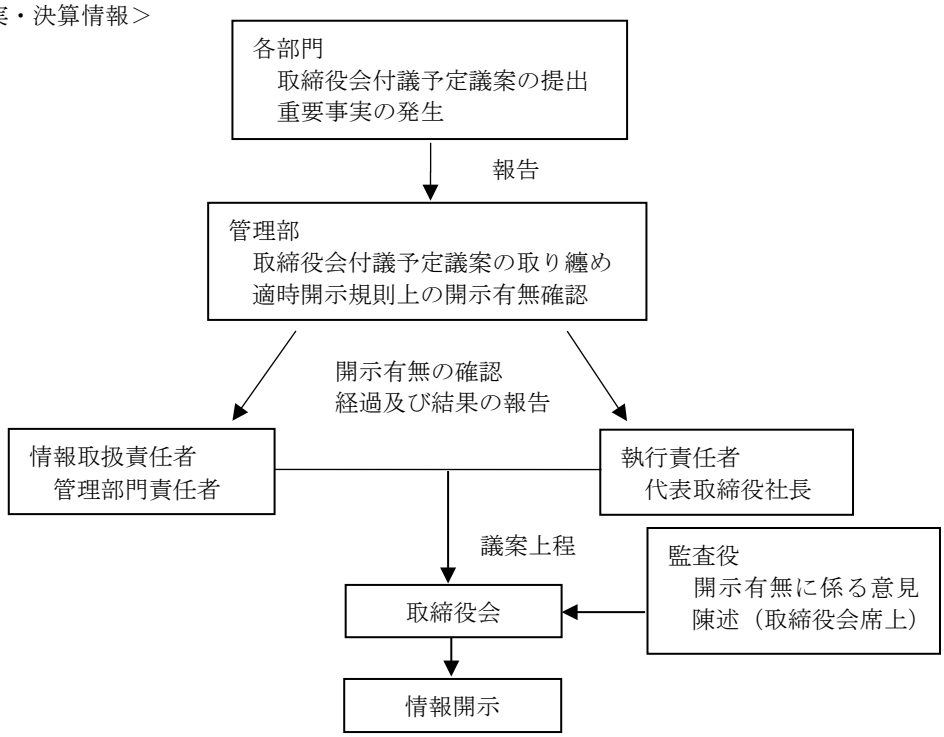
当社は、管理部門責任者を全社情報適時開示責任者とし、情報の統括管理及び公表の責任者としております。
適時開示に該当する情報に関しましては、全社情報適時開示責任者へ情報が適宜提供される体制を整えております。
適時開示に関する情報は、全社情報適時開示責任者が管理しており、決定事項に関しては、取締役会における決定が行われたときに、発生事項に関しては、当該事項が生じたときに速やかに情報が伝達されます。
全社情報適時開示責任者は、提供された情報を確認し、必要な場合には取締役会決議等の手続を経て、速やかに開示いたします。
開示すべき情報の正確性と開示制度・基準との適合性を確保するため、必要に応じて社内の関係各署だけではなく、監査法人や弁護士等の専門家に確認いたします。
また、適時開示運用マニュアルを定め、適切な開示運用体制を整えております。

【模式図(参考資料)】

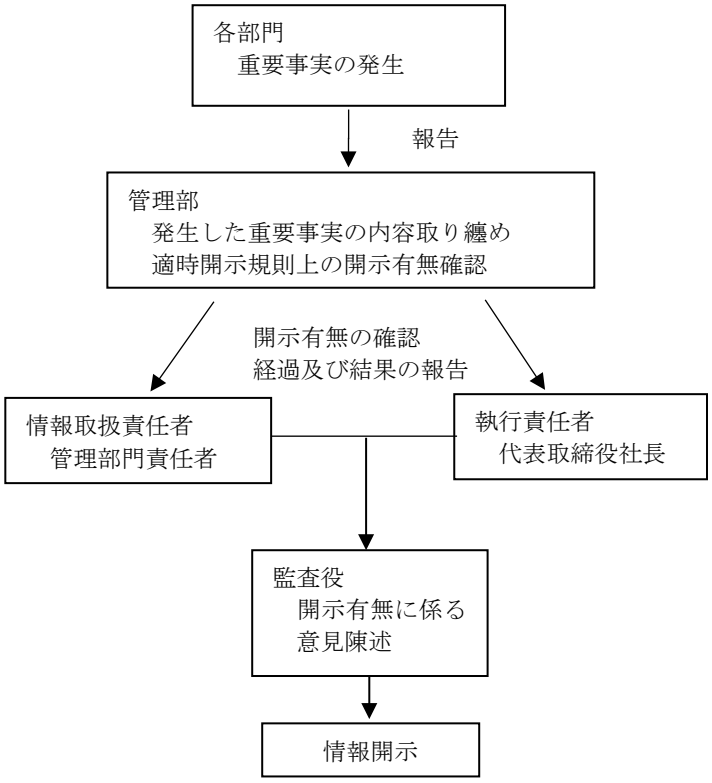

株主総会
選任/解任
選任/解任
選任/解任
報告
取締役会
取締役６名
（うち社外取締役２名）
監査
監査役会　監査役３名
（うち社外監査役３名）
報告
連携
会計監査人
選定/解職/監督
報告
連携・相互補完
監査
代表取締役社長
指示
報告
内部監査人
連携
指示
報告
経営会議
内部監査
統制/監視
報告
各事業部門

【適時開示体制の概要（模式図）】

＜決定事実・決算情報＞



＜発生事実＞



以上